

播磨町耐震改修促進計画

平成 28 年 11 月改定

播 磨 町

播磨町耐震改修促進計画

目次

1. 計画の概要	
(1) 計画改定の趣旨	1
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画の期間	2
(4) 本計画で扱う建築物の定義	3
2. 今後発生が想定される地震の規模及び被害の状況	
(1) 想定される地震の規模及び被害状況	5
(2) 南海トラフ巨大地震	7
3. 播磨町における耐震化の状況	
(1) 住宅	8
(2) 多数利用建築物	10
(3) 町有建築物	10
4. 耐震化の目標の設定	
(1) 上位計画等における耐震化率の目標	12
(2) 目標設定の考え方	12
(3) 住宅の耐震化の目標	13
(4) 多数利用建築物の耐震化の目標	14
5. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
(1) 基本的な取組方針	15
(2) これまでの施策の実施状況	15
(3) 住宅の耐震化施策	15
(4) 多数利用建築物の耐震化施策	16
(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定	17
(6) その他の施策	18
6. 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	
(1) 地震ハザードマップ・パンフレットの周知	19
(2) 相談体制・情報提供の充実	20
(3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導	20
(4) 自治会・自主防災組織等との連携	20
(5) 関係団体との連携	20
7. その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	
(1) 所管行政庁との連携	21
(2) 庁内での推進体制の確立	21
<参考資料>	
資料－1：耐震診断が義務付けられている建築物の規模要件一覧表	22
資料－2：用語集	23

1. 計画の概要

(1) 計画改定の趣旨

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、兵庫県内で240,956棟の家屋が全半壊し、6,434名の尊い命が犠牲となった。地震直後に発生した死者（約5,500名）の約9割は、住宅・建築物の倒壊等によって命を奪われたものであることが明らかになっており、住宅・建築物の耐震化の重要性が認識された。この教訓を踏まえ、本町及び県では住宅の耐震化において全国でも先導的な施策を実施してきた。

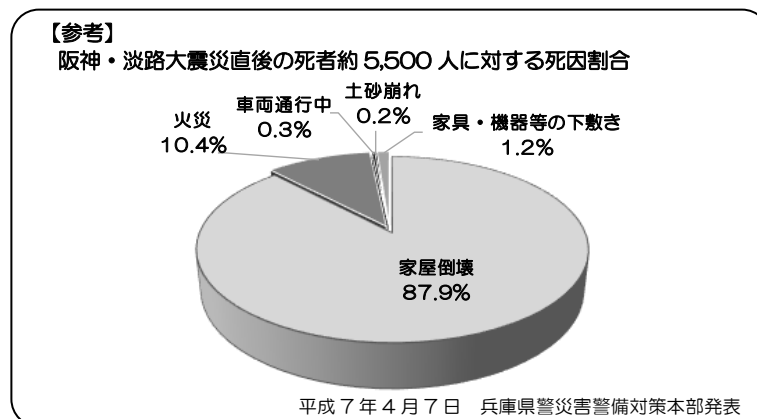
平成18年には「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が改正され、同法に基づく「兵庫県耐震改修促進計画」が平成18年度に策定されたのに伴い、本町でも平成21年3月に「播磨町耐震改修促進計画」を策定し、町内の住宅・建築物の耐震化の目標と、目標を達成するための施策を定め、耐震化対策を総合的に進めてきた。

その後、平成23年の東日本大震災により甚大な被害が発生したことから、平成25年に法改正が行われ、建築物の耐震改修を促進する取組を強化する措置が講じられた。

この法改正の主な内容は、次のとおりである。

- ① 不特定多数が利用する建築物、避難行動要支援者が利用する建築物及び危険物貯蔵場・処理場のうち大規模なものについて、耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことが法律で義務付けられた。（要緊急安全確認大規模建築物）
- ② 都道府県が指定することで、学校、集会場及び病院等の防災拠点となる建築物について耐震診断の義務付けを行うことができるようになった。また、都道府県または市町村が、通行を確保すべき道路として指定することで、その沿道の建築物について、耐震診断の義務付けを行うことができるようになった。（要安全確認計画記載建築物）
- ③ 耐震改修を円滑に促進するために、耐震性に係る表示制度の創設、認定された耐震改修の計画について容積率・建ぺい率の特例及び区分所有建築物（マンション等）の大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件の緩和などの措置が設けられた。

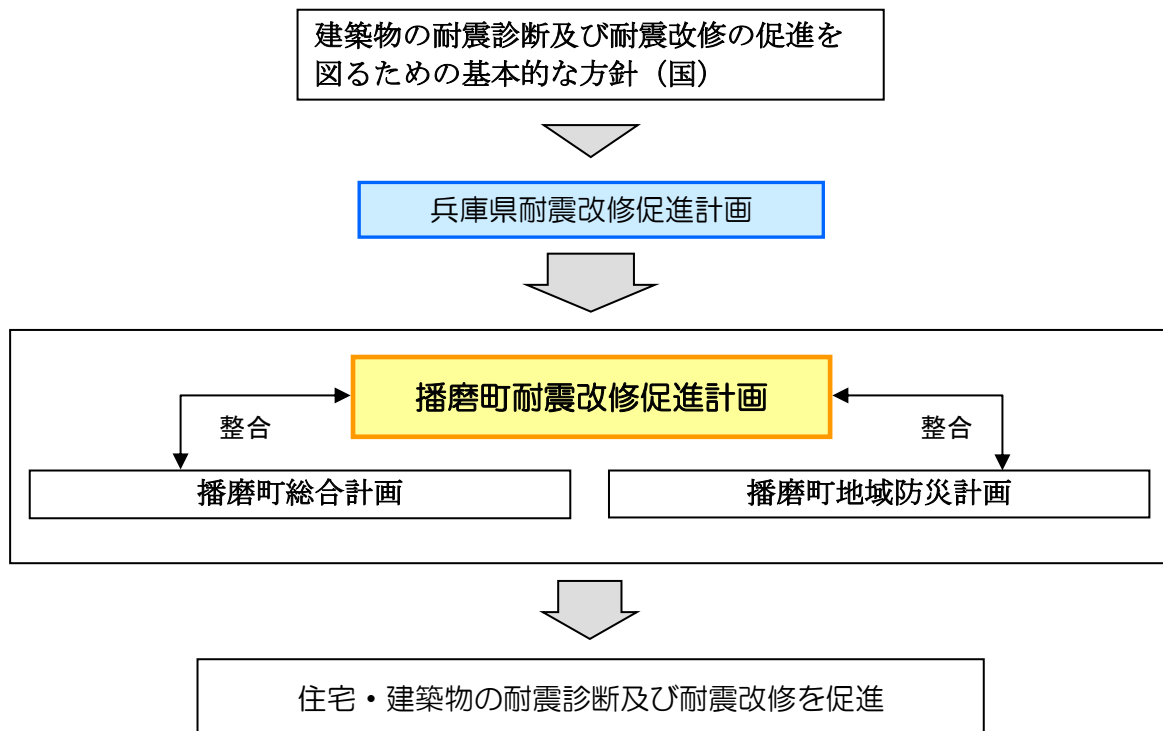
このような法改正を受け、平成28年3月に「兵庫県耐震改修促進計画」が改定され、南海トラフ地震や内陸活断層地震の発生の切迫性が指摘されており、地震時における住民の安全を確保するためには、引き続き住宅や建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから、本計画を改定する。



(2) 計画の位置付け

本計画は、法第 6 条第 1 項及び国土交通省告示「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき策定する。

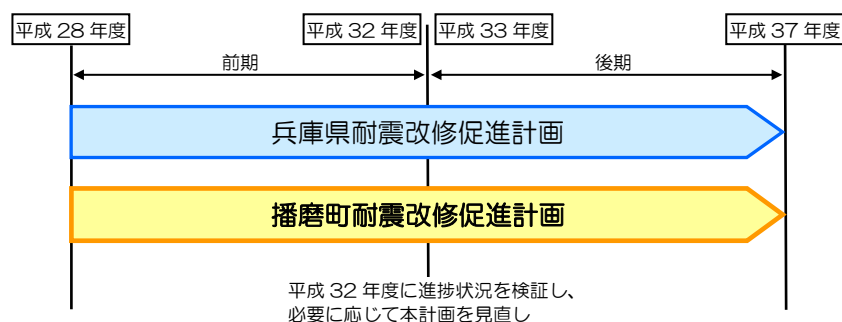
また、本計画は播磨町における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として位置付けられるもので、「兵庫県耐震改修促進計画」を指針とするとともに、「播磨町総合計画」及び「播磨町地域防災計画」と整合を図る。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とする。

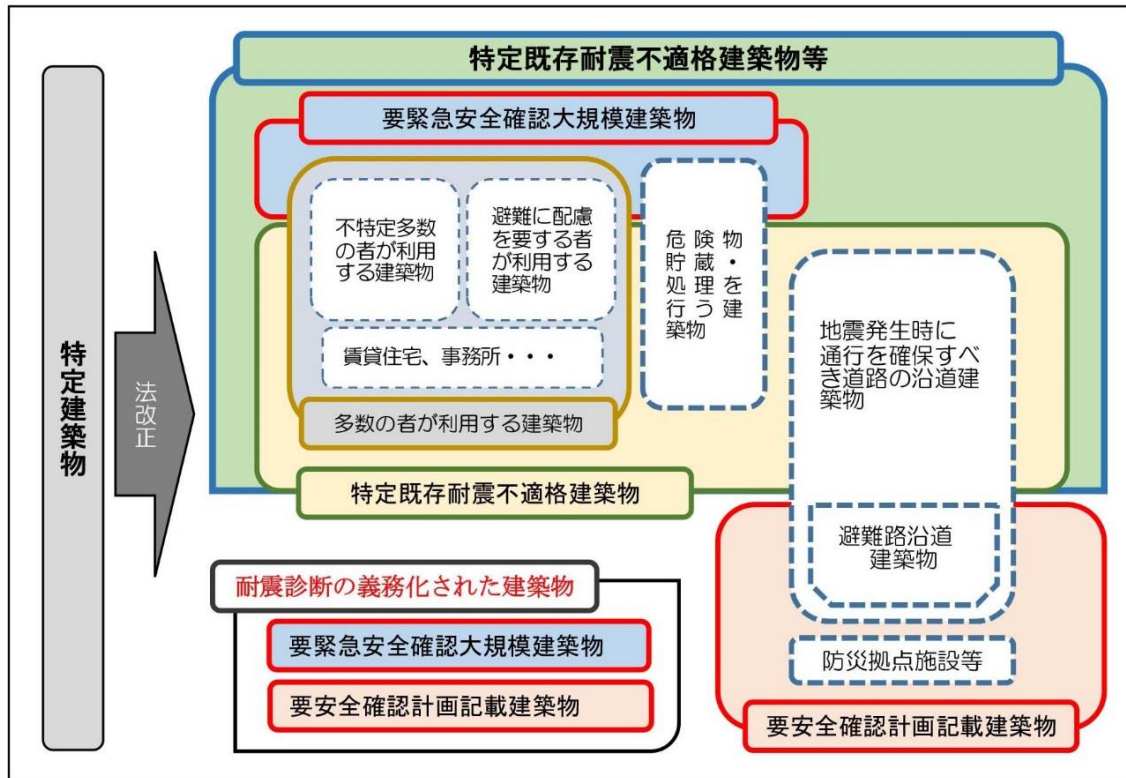
なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、中間の 5 年目に当たる平成 32 年度に進捗状況を検証し、必要に応じて本計画を見直す。



(4) 本計画で扱う建築物の定義

平成 25 年 11 月に耐震改修促進法が改正され、法改正前の「特定建築物」は、その用途・規模に応じ耐震診断を義務付けられた「要緊急安全確認大規模建築物」と「特定既存耐震不適格建築物」に分けられたほか、本計画で指定することにより、耐震診断の義務化の対象となる「要安全確認計画記載建築物」が創設された。その他、本計画で扱う建築物の定義は次のとおりである。

図 建築物定義の構成



① 要緊急安全確認大規模建築物と特定既存耐震不適格建築物

平成 25 年の耐震改修促進法の改正に伴い、法改正前の定義で「特定建築物」であったものが、その用途・規模により細分化され、一部の用途で大規模なものが「要緊急安全確認大規模建築物（附則第 3 条）」、それ以外のものが「特定既存耐震不適格建築物（法第 14 条第 1 号、2 号、3 号）」と定められた。

② 要安全確認計画記載建築物（法第 7 条第 1 号、第 2 号、第 3 号）

大地震時の通行の確保のため、都道府県または市町村が道路を指定し、その沿道建築物の耐震診断を義務付けることができるようになった。また、病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保すべき建築物として都道府県が指定したもの（防災拠点施設等）についても、耐震診断を義務付けることができるようになった。これらを総称し「要安全確認計画記載建築物」と定められた。

③多数の者が利用する建築物

特定既存耐震不適格建築物等のうち、一部の用途については「多数の者が利用する建築物」とされており、国の基本方針でもこの語が用いられている。（法第 14 条第 1 号、附則第 3 条）

前計画においては、「特定建築物」全体の耐震化率について目標値を定めていたが、国の基本方針及び「兵庫県耐震改修促進計画」に基づき「多数の者が利用する建築物」の耐震化率についての目標値を定める。

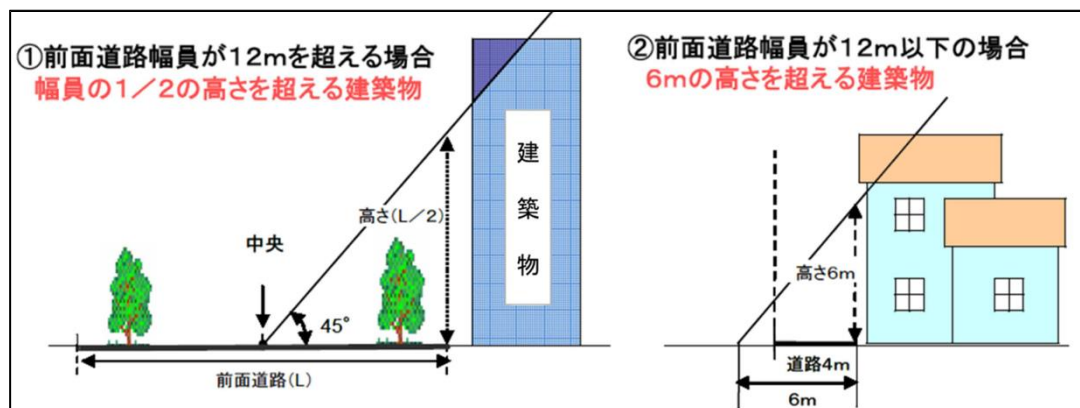
④地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路には、県や町が沿道建築物を耐震診断義務付けの対象として指定する道路と、耐震診断・改修の努力義務の対象として指定する道路がある。

現在、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、耐震化の促進を図る必要のある道路として指定している道路はない。

播磨町においては、耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 1 号の規定に基づき指定する道路はない。

図 道路をふさぐおそれがある住宅建築物



出典「国土交通省ホームページ」

⑤病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保すべき建築物

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、県計画で指定する建築物で「防災拠点施設等」と称される。

播磨町内には、該当する建築物はない。

2. 今後発生が想定される地震の規模及び被害の状況

(1) 想定される地震の規模及び被害状況

兵庫県では、過去の地震災害の状況などから、県内で甚大な被害が発生する可能性がある地震として南海トラフ地震及び内陸活断層地震のうち主要4地震を想定の上、想定される被害を公表しており、兵庫県全体及び播磨町内における結果は下表のとおりである。想定される被害を未然に防ぐためには、計画的に耐震改修を促進する必要がある。

なお、津波の被害が想定される区域では、救助活動が困難となるおそれがあるため、より一層の耐震化が必要となる。

表 主要地震による被害想定【揺れによる建物全壊棟数】

	想定規模	兵庫県全体			播磨町内	
		建物全壊棟数			建物全壊棟数 木造・非木造	最大震度
		木造	非木造	計		
南海トラフ地震 ※発生しうる最大クラスを想定	M9.0	29,347	2,695	32,042	331	6強
山崎断層帯地震 (大原・土万・安富・主部南東部)	M8.0	53,239	4,408	57,647	797	6強
上町断層帯地震	M7.5	79,838	9,421	89,259	2	5強
中央構造線断層帯地震 (紀淡海峡-鳴門海峡)	M7.7	33,489	4,869	38,358	6	5強
養父断層帯地震	M7.0	136	15	151	0	4以下

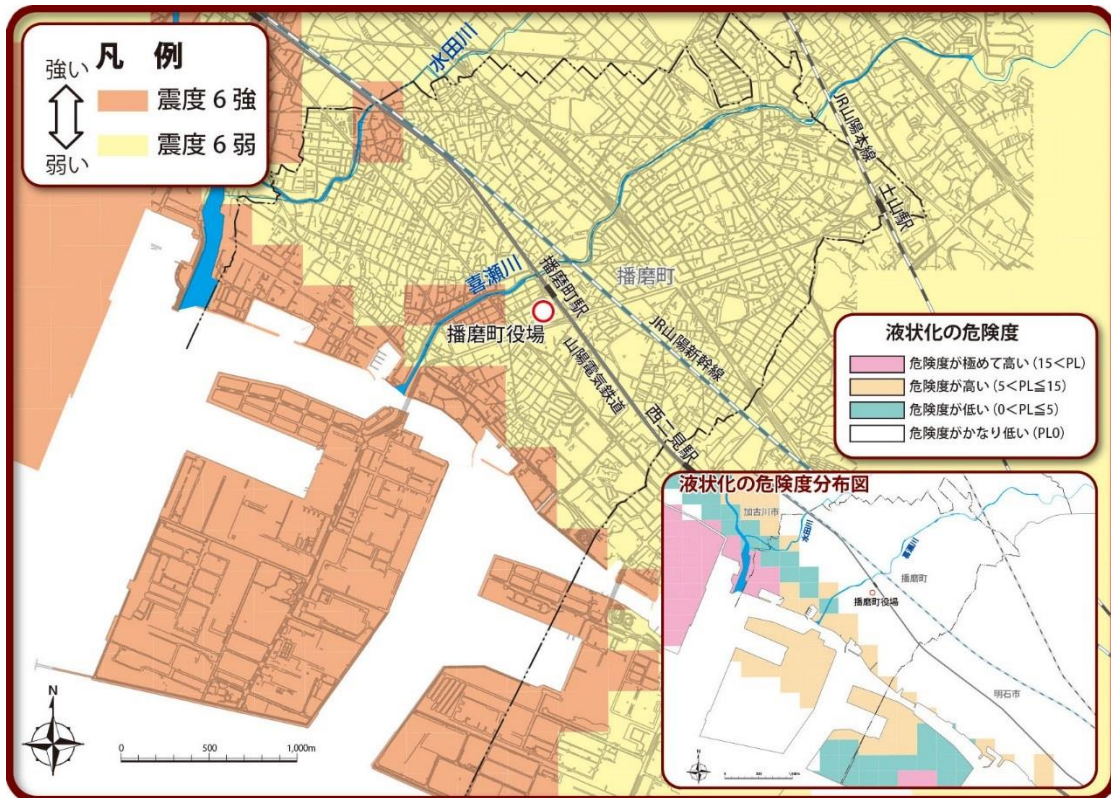
出典：兵庫県耐震改修促進計画（平成28年3月改定）
播磨町地域防災計画（平成28年9月修正）

表 山崎断層帯地震における播磨町内の被害想定

	揺れによる建物被害(件)			建物倒壊による死傷者数 (朝5時) (人)			建物被害による避難者数 (人)
	揺れ		液状化 全壊	死者	負傷者	重傷者	
	全壊	半壊					
山崎断層帯	797	2,392	91	51	423	44	5,201

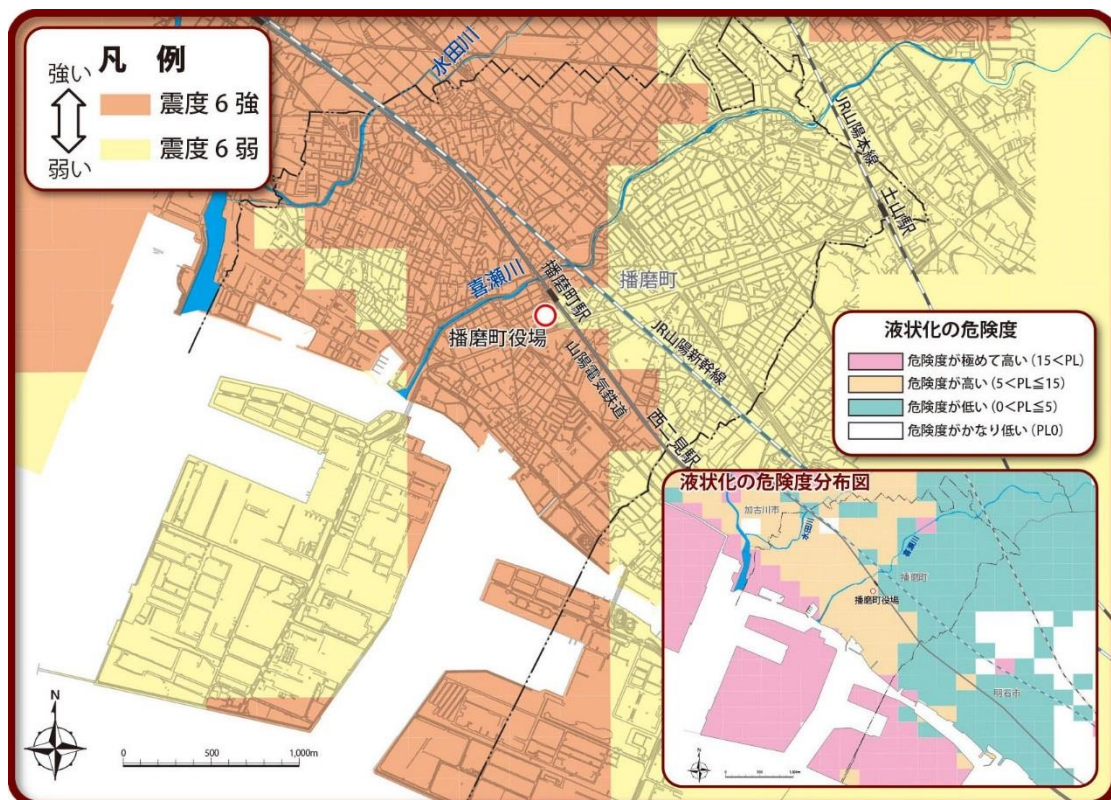
出典：播磨町地域防災計画（平成28年9月修正）

図 南海トラフ地震の震度と液状化の想定結果



出典：播磨町総合防災マップ〔兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定 平成26年〕

図 山崎断層帯地震の震度と液状化の想定結果



出典：播磨町総合防災マップ〔兵庫県の地震被害想定（内陸型活断層）平成21～22年〕

(2) 南海トラフ巨大地震（平成 25 年 3 月内閣府発表）

平成 25 年 3 月に内閣府より発表された「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」には、最新の科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、その推計結果がとりまとめられている。その発生頻度は、千年に一度あるいはそれよりも低いものであるが、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な被害をもたらすだけでなく、人的損失や国内生産・消費活動、日本経済のリスクの高まりを通じて、影響は我が国全体に及ぶ可能性がある。

図 南海トラフの状況

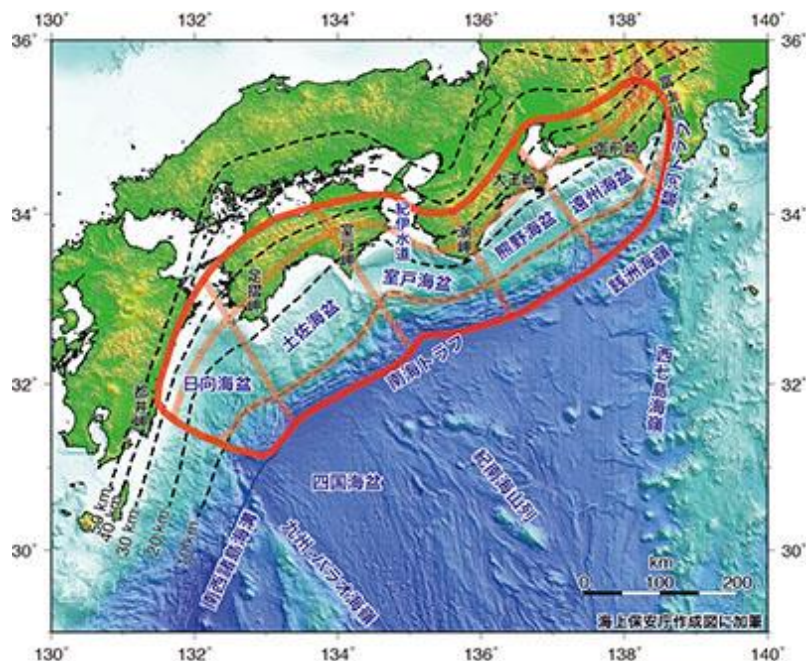


表 南海トラフ地震の長期評価（地震調査研究推進本部）

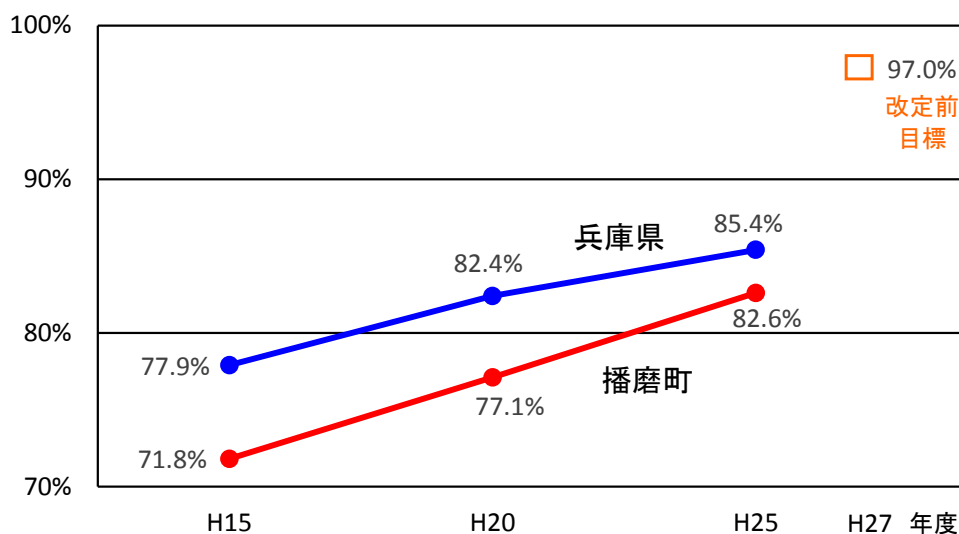
領域または地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日：2015年1月1日)			平均発生間隔（上段） 最新発生時期（下段）
		10年以内	30年以内	50年以内	
南海トラフ	M8～M9クラス	20%程度	70%程度	90%程度	次回までの標準的な値 88.2年 1946年

3. 播磨町における耐震化の状況

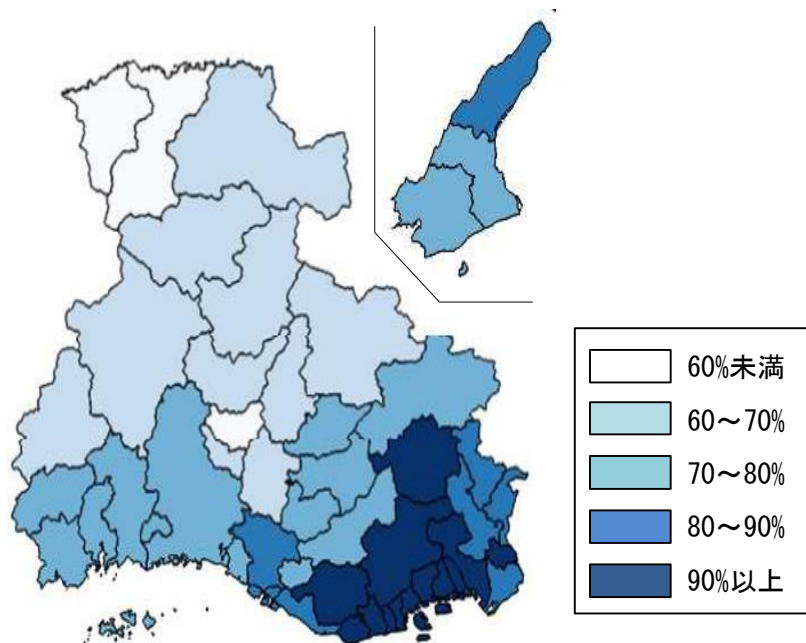
(1) 住宅

住宅の耐震化率は、平成 27 年度に「97%」とする改定前の目標に対し、平成 25 年度時点で 82.6%となっており、県平均よりも少し低い状況で推移しており、県と同様に目標達成は困難な状況にある。（詳細は次頁の表参照）

図 住宅の耐震化率の推移（住宅・土地統計調査より推計）



<参考> 図 市町別耐震化率の状況（H25 住宅・土地統計調査より推計）



出典：兵庫県耐震改修促進計画（平成 28 年 3 月改定）

表 住宅の耐震化率の推移（住宅・土地統計調査より推計）

【平成 15 年】

住宅総数 (人の居住する住宅) 11,650 戸	新耐震建築物 6,590 戸 (56.6%)	耐震化されている住宅 8,361 戸 (耐震化率 71.8%)
	旧耐震建築物 5,060 戸 (43.4%)	耐震改修済の住宅： 165 戸
		耐震性ありの住宅：1,606 戸
		耐震性のない住宅 3,289 戸 (28.2%)

【平成 20 年】

住宅総数 (人の居住する住宅) 12,430 戸	新耐震建築物 7,950 戸 (64.0%)	耐震化されている住宅 9,587 戸 (耐震化率 77.1%)
	旧耐震建築物 4,480 戸 (36.0%)	耐震改修済の住宅： 146 戸
		耐震性ありの住宅：1,491 戸
		耐震性のない住宅 2,843 戸 (22.9%)

【平成 25 年】

住宅総数 (人の居住する住宅) 12,420 戸	新耐震建築物 9,210 戸 (74.2%)	耐震化されている住宅 10,254 戸 (耐震化率 82.6%)
	旧耐震建築物 3,210 戸 (25.8%)	耐震改修済の住宅： 47 戸
		耐震性ありの住宅：997 戸
		耐震性のない住宅 2,166 戸 (17.4%)

(2) 多数利用建築物

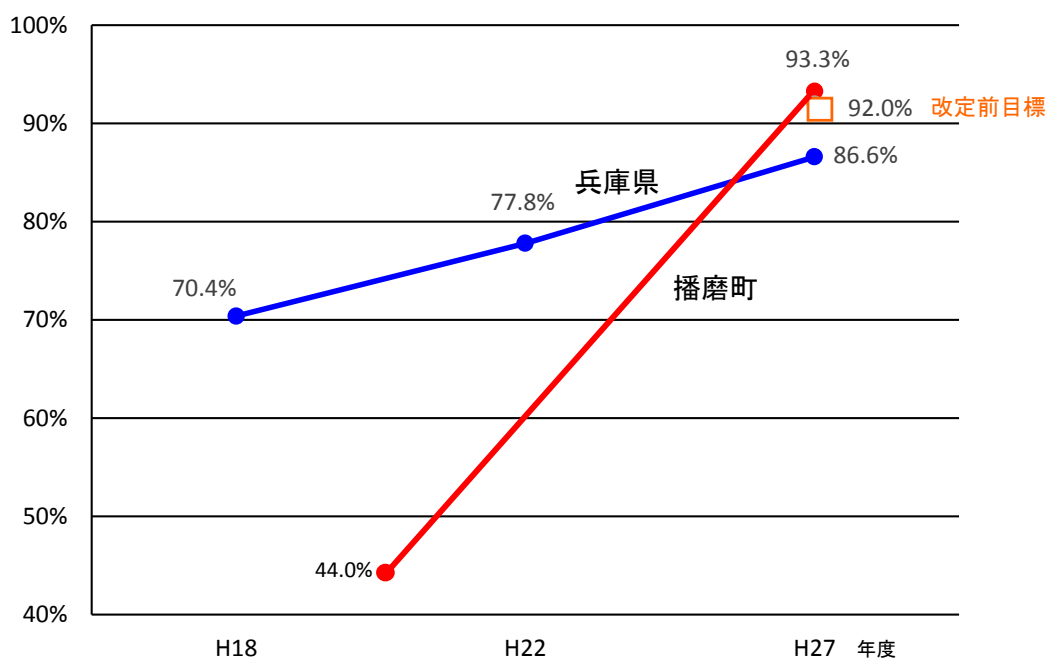
法第 14 条第 1 号に規定する多数の者が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という。）の耐震化率は、平成 27 年度に「92%」とする改定前の目標に対し、平成 27 年度時点で 93.3%となっており、県平均よりも高い伸びを示し目標を達成している。

さらなる耐震化の促進が求められる。

表 播磨町における多数利用建築物の耐震化率の現況

多数利用建築物総数	耐震性のある多数利用建築物数	現況(平成 27 年度)耐震化率
75 棟	70 棟	93.3%

図 多数利用建築物の耐震化率の推移



(3) 町有建築物

建築物はすべて耐震化されており、耐震化率は 100%である。

表 多数の者が利用する建築物等一覧

	用途	規模要件
多数の者が利用する建築物 (法第14条第1号)	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校
		上記以外の学校
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	病院、診療所	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会場、公会堂	
	展示場	
	卸売市場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル、旅館	
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎下宿	
	事務所	
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	幼稚園、保育所	
	博物館、美術館、図書館	
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	工場（危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く。）	
	車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設		
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		
危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物 (法第14条第2号)	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、または処理する全ての建築物	
緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 (法第14条第3号)	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路の幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合6m超）	

4. 耐震化の目標の設定

(1) 上位計画等における耐震化率の目標

上位計画	建物種別	目標値（目標年次）
建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	住宅	(平成 32 年) すくなくとも 95% (平成 37 年) 耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する
	多数の者が利用する建築物	(平成 32 年) すくなくとも 95%
住生活基本計画（全国計画）	住宅	(平成 32 年) 95%
新成長戦略	住宅	(平成 32 年) 95%
国土強靱化アクションプラン 2015	住宅	(平成 32 年) 95%
	建築物	(平成 32 年) 95%
兵庫県耐震改修促進計画	住宅	(平成 37 年度) 97%
	多数の者が利用する建築物	(平成 37 年度) 97%

(2) 目標設定の考え方

①住宅

南海トラフ地震等の被害軽減のため、時間をかけても現行の目標値である耐震化率 97%は達成すべきである。このことは、兵庫県が実施する他の南海トラフ地震対策とも整合する。

このため、徹底した啓発活動を実施することで、耐震化ペースをこれまでの 2 倍にし、10 年での目標達成を見込むとともに、意識啓発活動に関する目標を新たに設定する。

②多数利用建築物

南海トラフ地震等の被害軽減と災害対策初動期の機能確保のため、多数利用建築物の一層の耐震化が必要である。

このため、住宅と同じく耐震化率 97%の目標を設定し、10 年での達成を見込む。

(3) 住宅の耐震化の目標

①耐震化率の目標

〔目標〕住宅の耐震化率を、平成 37 年度に 97%とする。

	現況（平成 25 年度）	目標（平成 37 年度）
住宅総数 (人の居住する住宅)	12,420 戸	12,390 戸
耐震性なし	2,166 戸	372 戸
耐震化率	82.6%	97%

②意識啓発活動の目標

耐震性のない住宅すべてに対して「草の根意識啓発活動」を行う。



※事業者…建築士事務所や施工業者など住宅の耐震化について専門知識を有する企業、団体等

(4) 多数利用建築物の耐震化の目標

①耐震化率の目標

〔目標〕 多数利用建築物の耐震化率を、平成 37 年度に 97%とする。

	現況（平成 27 年度）	目標（平成 37 年度）
建築物総数	75 棟	75 棟
耐震性なし	5 棟	2 棟
耐震化率	93.3%	97%

5. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、町としては、所有者等の取り組みを支援する観点から必要な施策を講じる。

(2) これまでの施策の実施状況

改定前の計画に基づき、様々な施策を実施している。住宅に関する主な施策とその実施状況は、以下のとおりである。

施策		実施状況
住宅	簡易耐震診断の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市町が旧耐震住宅へ診断員を派遣 ・県が診断員を登録、養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・町で事業実施
	わが家の耐震改修促進事業等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定費・改修工事費を補助 ・防災ベッド等設置費を補助 ・補助制度活用者への利子補給 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国トップクラスの制度に拡充 (工事費補助件数は都道府県で4位) ・町で上乘せ補助実施
	普及啓発・環境整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の整備 ・様々な手段による広報 ・住宅改修業者登録制度 ・新工法の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の実施 ・広報誌、HP等による広報

(3) 住宅の耐震化施策

○施策展開の考え方

補助額や補助対象範囲が全国的に高い水準である補助制度を維持しつつ、比較的遅れている意識啓発活動の充実を図る必要がある。

○施策の基本方向

ア) これまでの施策の着実な推進

以下に掲げるこれまでの施策を引き続き着実に推進する。

a 簡易耐震診断の推進

県の簡易耐震診断推進事業により耐震診断を促進する。

b ひょうご住まいの耐震化促進事業の推進

- (a) 耐震性のない住宅に対し、耐震改修計画策定費、耐震改修工事費、建替工事費への補助を行う。
- (b) 多額の費用負担が困難な世帯等に対しては、比較的 low コストで地震対策が可能な、部分型改修工事費や防災ベッド等設置費への補助を行う。
- (c) 金融機関から融資を受けて住宅の耐震改修工事を実施する場合に、利子補給を実施する。

c 普及啓発・環境整備等

- (a) 耐震化に関する住民の相談に対応するため、相談体制を充実させるとともに、建築関係団体と連携して、技術的な相談にも対応できる体制を整備する。
- (b) 県の「住宅改修事業の適正化に関する条例」に定める住宅改修業者を登録する制度（以下「住宅改修業者登録制度」という。）を活用し、安心して業者を選択できる環境を整備する。
- (c) 広報紙、パンフレット、町ホームページなど様々な手段を通じて、地震の危険性や耐震化の必要性について住民に広く情報を提供する。

イ) 新たな施策の実施

意識啓発活動の充実を図るため、以下に掲げる施策を実施する。

a 草の根意識啓発活動の実施

地震防災知識や耐震改修等の知識習得に向け、建築関係団体や自治会等と連携して、行政や専門家による説明会や個別の相談会を実施する。

耐震性のない住宅が比較的密集している地域などを対象に、相談会や戸別訪問を実施する。

b バリアフリーリフォーム補助と連携できる仕組みの構築

人生 80 年いきいき住宅助成事業の要件として、旧耐震基準住宅には耐震診断の実施を義務付ける。

(4) 多数利用建築物の耐震化施策

○施策展開の考え方

多数利用建築物は、法による耐震診断義務付け等により所有者意識の向上が図られたが、その規模によらず補助を受けられる住宅に比べ補助制度は十分ではない。

多数利用建築物の耐震化を引き続き推進するとともに、耐震化をさらに促進するため、中・小規模の多数利用建築物に対する支援を検討する。

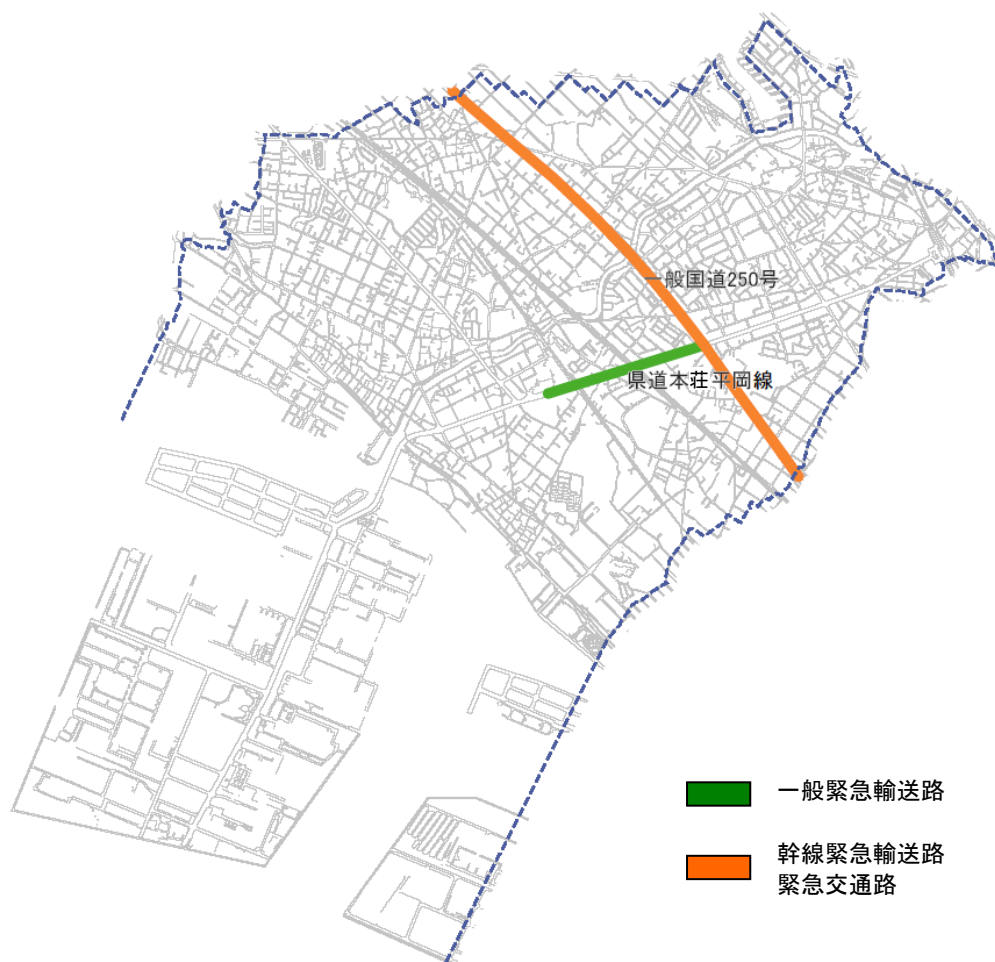
(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

緊急車両の通行や住民の避難を確保するため、県において法第5条第3項第3号に規定する沿道の建築物の耐震化を図る必要のある道路として、次のとおり指定されている。

表 地震発生時に通行を確保すべき道路(兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送道路)

種別	路線名	起点地	管理者	本町以外の 通過市町
		終点地		
一般緊急輸送路	県道本荘平岡線	一般国道250号線 播磨町役場	兵庫県	
幹線緊急輸送路 ・緊急交通路	一般国道250号	明石市小久保町住環北 高砂市中筋1丁目	兵庫県	明石市、加古川市、高砂市

出典：播磨町地域防災計画（平成28年9月修正）



道路閉塞のおそれのある住宅等への耐震化への指導を行うとともに、道路沿線の住宅等について、建替等において消火・避難時の安全確保のため、建築基準法に基づき重点的に道路後退等の指導を行っていく。

(6) その他の施策

a 地震時の建築物の総合的な安全対策等の実施

- (a) エレベーターの閉じ込めや大規模なつり天井の崩落を防止するため、県と連携してエレベーターの防災対策改修について検討するとともに、大規模なつり天井については実態調査を進める。
- (b) その他地震時の総合的な安全性を確保するため、以下の取組を推進する。
- ・窓ガラスや屋外看板等の落下防止対策
 - ・ブロック塀等の倒壊対策
 - ・家具の転倒防止対策
 - ・住宅や建築物の土砂災害対策

b 被災建築物応急危険度判定体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備等の危険性を判定する専門家を養成するなど、被災建築物応急危険度判定体制の整備を県と連携して進める。

また、被災した建築物の復旧等の相談に対応するため、兵庫県建築士事務所協会等の建築関係団体における被災度区分判定体制の整備を県と連携して進める。

c 兵庫県住宅再建共済制度の加入促進

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、全国に先駆けて創設された「兵庫県住宅再建共済制度」により、住宅の所有者同士が助け合いの精神に基づいて負担金を出し合い、自然災害発生時に被災した住宅の再建・補修を支援しあう相互扶助の取組を推進する。

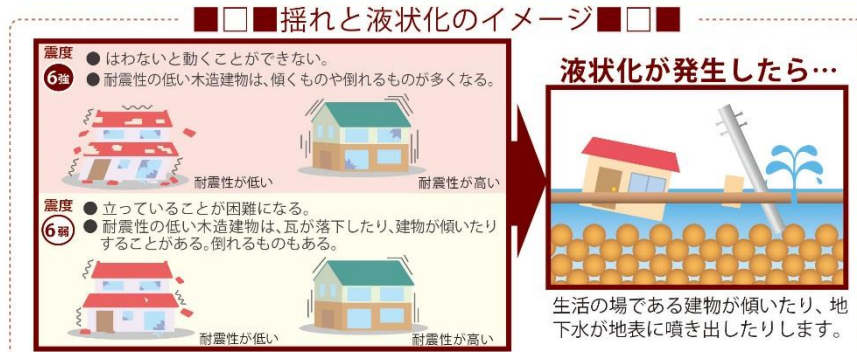
6. 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

耐震化率の目標を達成するためには、行政の支援だけでは困難であることから、住民に対して住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及を図り、官民あげて住宅・建築物の耐震化に取り組むものとする。

(1) 地震ハザードマップ・パンフレットの周知

地震ハザードマップは、地震による被害の発生見通し、避難方法等に係る情報を、住民にわかりやすく事前に提供することによって、平常時から防災意識の向上と、住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待できる。このため、本町は、地震ハザードマップ・パンフレットを公表しており、さらに周知を図る。

図 地震ハザードマップ・パンフレット



(2) 相談体制・情報提供の充実

①相談窓口の充実

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する住民の相談に対応するため、相談窓口の充実を図る。

相談窓口においては、耐震診断及び耐震改修に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、耐震改修促進税制の周知及び活用促進を図る。

また、建築関係団体と連携して、技術的な相談についても対応できる体制を整える。

②住民・業界関係者への情報提供

町のホームページや広報紙等の活用、建築物耐震化のセミナーなどの開催により、住民や事業者、関係団体等に対して耐震診断及び耐震改修に関する知識の普及、啓発に努める。

また、技術革新が著しい分野であることから、新たな耐震工法や材料に関する知識等を、町のホームページ等により公開し、情報の提供を行う。

(3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム事業者等との連携のもと、住宅設備のリフォームやバリアフリー化工事の際、耐震改修をあわせて実施するように誘導する。

また、リフォームと一体的に耐震改修をすることが、コストや手間を軽減できることにつながるという合理的な住宅改修について、普及啓発を図る。

(4) 自治会・自主防災組織等との連携

住宅・建築物の耐震化は、地域の防災活動の一環であることから、自治会や自主防災組織等と連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行う。

(5) 関係団体との連携

町は、建築士事務所協会等の関係団体と連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行う。

7. その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と充分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。

そのため、所管行政庁である県と連携を図りながら指導等を進めていく。

(2) 庁内での推進体制の確立

耐震性能が不足する民間の住宅やその他建築物の耐震化を促進するため、関係部局の横断的な推進体制を確立し、全庁が一体となって耐震化に取り組んでいくものとする。

＜参考資料＞

【資料－１】耐震診断が義務付けられている建築物の規模要件一覧表

	法	用途	各建築物の規模要件
要安全確認計画記載建築物	法第5条第3項第1号	防災拠点建築物 大規模な災害が発生した場合、その利用を確保することが公益上必要となる建築物	県が指定する庁舎、避難場所等の防災拠点建築物
	法第5条第3項第2号	避難路沿道建築物 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が兵庫県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	前面道路の幅員に応じて、前面道路の幅員の1/2に相当する高さを超える建築物（ただし、幅員が12m以下の場合は6m超）
	法第6条第3項第1号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が播磨町耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	
要緊急安全確認大規模建築物	附則第3条	幼稚園、保育所	階数2以上かつ1,500㎡以上
		小学校等 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程もしくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ5,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	
		集会場、公会堂	
		展示場	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ5,000㎡以上
		ホテル、旅館	
		博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ5,000㎡以上
		遊技場	
		公衆浴場	
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
		車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの	階数3以上かつ5,000㎡以上
		自動車車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設	
		郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
		体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ5,000㎡以上
危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	5,000㎡以上かつ、境界線から一定距離以内に存する建築物		

【資料－２】用語集

【あ行】

○液状化現象

地下水位の高い地盤が、地震による激しい揺れを受けることによって、土の粒子と水が交じり合い、液体状になる現象である。液状化現象が発生すると、建築物が傾いたり、地面から砂混じりの水が噴き出すことがある。

【か行】

○活断層

最近の地質時代（第四紀：約200万年前から現在）に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層。（『新編日本の活断層』活断層研究会編、1991年）による。

○緊急輸送道路

災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路。

【さ行】

○住宅・土地統計調査

我が国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省(旧総務庁)統計局が5年ごとに実施している。

○所管行政庁

所管行政庁は、耐震改修促進法第2条第3項に定められているもので、建築基準法による特定行政庁を指すものであり、播磨町においては、兵庫県知事を指す。

【た行】

○耐震改修促進計画

都道府県耐震改修促進計画を受けて、町の区域内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画。

○耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価すること。

○耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的に、増築、改築、修繕もしくは模様替え、または敷地の整備（擁壁の補強など）を行うこと。

○建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされた。さらに、平成17年11月7日に改正耐震改修促進法が公布され、平成18年1月26日に施行された。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が義務付けられた。

また、平成25年11月の改正により、不特定多数の方が利用する建築物および避難に配慮を必要とする方が利用する建築物、危険物の貯蔵等を行う建築物のうち大規模なものについて、その所有者が耐震診断を行い所管行政庁に報告することが義務付けられ、所管行政庁がその結果を公表することとなった。

○耐震基準

住宅・建築物を建築するときに考慮しなければならない基準は建築基準法によって定められおり、地震に対して安全な建築物とするための基準を「耐震基準」と呼ぶ。

現在の耐震基準は1981年（昭和56年）の建築基準法の改正によるもので「新耐震基準」と呼ばれており、それ以前の耐震基準を「旧耐震基準」と呼ぶ。

新耐震基準では、中程度の地震に対しては建築物に被害が起こらないことを、強い地震に対しては建築物の倒壊を防ぎ、建築物内又は周辺にいる人に被害が及ばないことを基準としている。

○耐震化率

全建物の中で、耐震性がある建物（現行の耐震基準に基づく建物、耐震診断で耐震性ありと判定された建物、耐震改修を実施した建物）の割合。

○多数利用建築物

法第14条第1号に掲げる建築物のこと。多数利用建築物のうち、法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物を「大規模多数利用建築物」、法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物を「中規模多数利用建築物」、法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（中規模多数利用建築物を除く。）を「小規模多数利用建築物」と呼ぶ。

○地域防災計画

災害対策基本法に基づき、地震や風水害などの災害の予防や災害が発生した場合の応急対策・復旧対策を行うため、地方公共団体等が処理すべき防災上の業務や事務を定めた計画。

○中央防災会議

災害対策基本法に基づいて設置された、内閣総理大臣を長とし内閣府に事務局を置く会議。

○長周期地震動

揺れの周期が長い（2、3～20 秒）波を多く含む地震動で、ゆっくりとした揺れが非常に長く続く特色がある。超高層建築物の有する固有の振動数と一致すると大きな振動が発生する。

【な行】

○南海トラフ地震

南海トラフ地震とは、日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されている地震のこと。南海トラフとは、静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く深さ 4,000m級の海底の溝(トラフ)で、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界にある。総延長は約 770 k m。「トラフ」は「舟状海盆」と訳され舟底のようなくぼ地を意味し、水深 6,000m以上に達する海溝と区別される。

○内陸活断層地震

地下の岩盤にある活断層がずれることにより発生する地震のこと。

【は行】

○ハザードマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険個所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したもの。地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ等、それぞれの災害の種類に応じて作成されている。通常は、危険度を色分け表示した地図に、避難所、病院等の情報をわかりやすく表現している。

○バリアフリー

日常生活や社会生活を営む上での障がい（バリア）をなくすことをいう。住宅においては、床の段差の解消、手すりの設置等がある。

【ま行】

○マグニチュード

地震そのものの規模を表す尺度。また、その数値。震度とは異なり、記号はMで表わす。通常、震央から 100 キロ離れた地点にある標準地震計の最大振幅をマイクロン単位で測り、その常用対数で表わす。マグニチュードが 1 増加すると、エネルギーは約 30 倍増加する。